

# 東電救済に 原賠法を適用するな!

No.3 (2011.11.13)

再生可能エネルギー特措法に反対する会

〒810-0024 福岡市中央区桜坂 3-12-78-205 不知火書房内

電話 092-781-6962 / FAX 092-791-7161

E-mail kondoh@env01.net

## 過失・未必の故意は、刑法・民法でその責任を問うべき

### 福島原発事故は東電の過失

「フクシマ」以前、政府や電力会社は①日本の原子力発電所は大事故を起こした旧ソ連のチェルノブイリ原発とは原子炉の型式が異なるので事故は起きない、②仮に事故が起きても「多重防護機能」が働くから深刻な事故には至らない、と主張してきました。しかし現実には1～3号機の原子炉がメルトダウン、メルトスルーし、定検中のはずの4号機も含めて4基の原子炉で爆発が起きる深刻な事故に至りました。日本の原子力発電所は絶対に重大事故を起こさないという「安全神話」と呼ばれた認識に偽りがあったのです(未必の故意・過失)。

実際には、国や電力会社は早くから原子力発電所が事故を起こす可能性を想定し、事故が起きた場合の被害の甚大さについて十分認識していました(1959年「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」)。しかし、この報告に示された原子力発電の危険性を公式に認めれば、事故を防止するための巨額の安全対策費用や賠償金の支払いによって原子力発電は経済的に成り立たなくなります。そのために、前述のように技術的に優れた日本の原発は事故を起こさないと強弁して、国民を「安全神話」でだまし、安全対策を極限まで切り詰めて、経済性を最優先に運用してきた結果、今回の重大事故に至ったのです。

福島第一原発事故の発端が巨大地震と津波であったことは



事実です。しかしその規模と程度が「想定外」であったとするならば、そのこと自体が設計段階での過失であり怠慢だったのです。更に、今回の事故の核心である放射性物質の大量放出をともなう爆発にいたる原因は、電源系統などの周辺装置が損傷を受けた場合のハード・ソフト両面の安全対策の不備と運転操作の判断ミスという人為的な過失でした。

### 今回の事故は原賠法の適用対象外

原子力損害賠償法という法律は原子力発電所の特殊性に配慮して、民法第709条(故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)では救済されない場合を想定して、原子力発電所の運転に伴う無過失責任、つまり原子力発電所の運用において故意や過失による原因が無い通常運転によって被害が生じた場合に被災者を救済するために制定されたものです。

しかし、今回の福島第一原発の深刻事故に至った原因は、上に見たように100%事業者の過失であり、原子力損害賠償法の適用対象ではありません。事故によって不利益を被った人に対する生活保障、損害賠償、汚染された地域の原状回復作業などは、全て民法第709条にしたがって東京電力の責任において行われなくてはならないものです。

この種原発事故に対して原子力賠償法を適用したり、あるいは自然災害でもないのに国庫から除染や健康診断など必要な処置に対する費用を支出することには法的な根拠が無いのです。

### 東電の犯罪は見逃し、被災地の住民は見殺しに ～法治国家の崩壊

福島では事故当初から国と東京電力による事実の隠蔽と、国民の安全よりも電力会社や経済システムの保全を優先する超法規的な対応がとられています。事故による放射能の大量放出によって広範囲に人的物的被害が広がっているのに、警察・検察は事実関係の捜査に入らないという異常事態が続いています。仮に検察がこの事件を立件し、東京電力の刑事犯罪が確定すれば、原子力損害賠償法などによる国庫からの東京電力に対する救済というシナリオが瓦解するからです。原発事故が起こったら、電力会社、政府、国会(政党)ばかりでなく、司法機関までが同じ穴のムジナだったというわけです。

今回の原発事故において私たちが肝に銘ずべきことは、一

且事故が起きたら、当事者の電力会社は言うに及ばず、規制官庁である国も全く国民を守らないということです。福島は被災地域では、棄民政策によって子供や乳幼児を含めて住民は今も高レベルの放射線に曝され続けています。このままでは原発事故のたびに国民は見殺しにされ、電力会社と銀行を守るために私達の税金が投入されることでしょう。

## 起こりうる事故にどう対処するか ～「安全協定」を実効性のある内容に

私達は、原子力発電を運転する限り福島第一原発と同様な事故が起こりうるという認識で、それにどう対処するのかを考えなくてはなりません。

第一の選択肢は、勿論全ての原子炉の廃炉です。運転中、定期検査中、建設中の原子力発電所を全廃して、今回の福島のような原発事故の原因を完全に排除することです。

第二の選択肢は、自治体と電力会社の間で結ばれる紳士協定である「原子力安全協定」を実効のあるものにするということです。

今回の福島第一原発事故では放射性物質の大量放出直後の国・東京電力・福島県による情報の隠蔽によって、多くの住民が本来なら避けることの出来た高レベルの放射線に被曝しました。新しく結ぶ安全協定においては、①原子力発電所からの放射性物質の放出を常時面的（福島の経験から発電所を中心に最低でも半径50km程度の範囲）に詳細に観測して、異常が生じた場合には迅速に避難情報を発令する情報システムと、②事故発生時の緊急避難施設を電力会社の責任において整備することを運転再開同意の条件に加えることを求めます。③同時にその情報システムは完全に公開とし、誰でもいつでも閲覧可能にすることを求めます。

福島では除染や健康診断などがなし崩しの公費投入で行われ、事故の司法的な原因究明を行わないままに原子力損害賠償法による賠償金支払いが開始されました。しかし原発の深刻事故は電力会社の過失によって発生するものであり、公費投入の根拠はありません。安全協定の締結にあたっては、

福島第一原発程度の深刻事故を想定して、被災者に対する避難生活や汚染地域外での生活再建に必要な費用、損害賠償、除染などの現状復帰作業などの具体的内容の詳細な検討を行い、④全ての財政的負担を公的資金に頼らず電力会社の責任において行うことを確約し、その財政的裏づけを明らかにすることを運転再開同意の条件に加えることが必要です。

\* \* \*

福島原発事故を受けて、国の原子力安全委員会は原発事故の防災重点地域を30km圏に拡大する方向を決めました（緊急時防護措置準備区域—UPZ）。これによって新たに電力会社と原発運転についての安全協定を締結する自治体が大幅に増加することになります。安全協定はあくまでも紳士協定であって法的な拘束力はありませんが、実質的には地元自治体の同意がなければ電力会社は運転を再開することが出来なくなります。私達は福島の経験を踏まえて、安全協定を実効性のある内容にしていくことを求めます。

### 原子力安全協定 伊万里市が意向

九電に締結求める

佐賀県伊万里市の塚部芳和市長は7日の定例会見で、九州電力に対して原子力安全協定の締結を求める考えを初めて明らかにした。伊万里市は九電玄海原発（同県玄海町）から最短で12km。同様の意向を表明している福岡県糸島市や長崎県松浦市などと連携しながら締結を求める。国の原子力安全委員会の作業部会は、原発周辺の防災対策の重点区域を従来より拡大する「緊急時防護措

置準備区域」（UPZ、半径30km圏内）を決定。伊万里市は人口の98%がUPZに入る。塚部市長は「東電福島第一原発の事故を見て、UPZだけでは安心できない」と協定締結を求める理由を説明。「九電が周辺自治体とは安全協定を結ぶ必要がないというのは、言語道断だ」とも述べた。市によると、作業ミスで自動停止した玄海4号機の再起動の連絡も、報道発表とはほぼ同じ時刻にファクスと電話があっただけ。九電の担当副社長が直接説明に訪れた立地自治体の玄海町や隣接の唐津市と大きな対応の差があった。

朝日新聞（2010.11.07.夕刊）

## 「再生エネ特措法」とは何か

■2011年8月末、衆参両院で「再生可能エネルギー特別措置法」が可決・成立しました。この法律は本年3月11日午前、震災発生直前に菅前政権によって閣議決定されたものです。これは、京都議定書のCO2排出削減目標を達成するために原子力発電所の増設とセットで自然エネルギー発電の導入拡大をめざした法律です。

福島第一原発の世界最大規模の事故によって原子力発電所の増設が難しくなったのは事実ですが、菅前政権が再生可能エネルギー特措法を成立させたのは既定路線であり、それは脱原発の意図からではありません。

\*

■「再生可能エネルギー」とは役人（経済産業省？）の造語でエネルギー保存の法則を無視した珍語ですが、太陽光や風力などの自然エネルギーを指しているようです。自然エネルギーは普遍的に存在するものですが、生身の人間が暮らせる環境に存在するエネルギーとは必然的に密度が低く、それを工業的に捕捉して発電に利用しようとすると相対的に発電施設が大規模なものになります。

太陽光パネルや風車などの発電施設は工業製品ですから、その製造のためには鉱物資源と石油を消費します。自然エネルギー発電が原料はタダ（自由材）なのに石炭や石油、天然ガスを原料と

した火力発電と比べて桁ちがいに割高なのは、このエネルギーの捕捉装置の製造に大量の鉱物資源と石油を必要としているからです。

また、自然エネルギー発電は不安定で、人間がこれを制御することは困難です。このような制御不能な発電システムを既存の電力供給システムに組み込もうとすれば不断の出力調整が必要になり、そのぶん既存の発電システムのエネルギー利用効率が低下することになります。

こんな非効率な発電装置を法律まで作って政府がムリヤリ導入しようとするのは、原子力発電と同じように高価な装置ほどメーカーがもうかるからです。CO2排出削減はそれを正当化する屁理屈ですが、非効率な発電装置ほど化石燃料と鉱物資源を多く消費していることは当たり前の事実です。

なお、気温の上下は地球の自然過程であって、CO2の増減はその結果です。こんなことで騒いでいるのは研究費が欲しい御用学者と広告に依存している日本のマスコミだけです。

\*

■再生可能エネルギー特措法は、非効率的で高価な風力発電や太陽光発電装置の導入費用を、固定価格での買取りを義務付けられた電力会社をトンネルにして一般大衆から強制的に徴収して、発電装置メーカー（大部分は原発関連メーカーの別事業部門）を肥え太らせる世紀の悪法です。脱原発と同時に、科学・技術的な合理性の無い再生可能エネルギー発電導入に対しても反対することが必要です。